Consulate-General of Japan
6/2, Civil Lines, Abdullah Haroon Rd,
Karachi-75530
(G.P.O. Box No. 3745 Karachi)
TEL:(021)3522-0800
FAX:(021)3522-0820

領事窓口受付時間
０８：３０～１３：００
１４：００～１７：００

総領事館における
各種領事手続のご案内

令和８年７月

在カラチ日本国総領事館

はじめに

パキスタンで結婚された場合でも、在カラチ日本国総領事館に届出を行う必要があることはご存知ですか。パキスタンでお子さんが生まれた場合，出生日から３か月以内に総領事館に届出を行わないと、出生時に遡って日本の国籍を失ってしまうことはご存知ですか。

また，不動産や自動車の売買、遺産の相続手続等のために署名証明が必要となったり、年金や保険の受給手続のためにパキスタンに居住していることを証明しなければならなくなったことはありませんか。

在カラチ日本国総領事館では、皆さまにとって身近な旅券申請のほか、パキスタンにお住まいの皆さまの生活をご支援するために様々な行政サービス（領事事務）を行っております。

この案内書は，これら行政サービスの申請方法、必要書類、交付手続、手数料等、総領事館が行っている主な領事事務手続の概要について案内したものです。
（なお、査証関係は当館ホームページにてご案内しております。）

この案内書が、皆さまが各種手続を行う際の一助となっていただければ幸いです。

令和８年７月
在カラチ日本国総領事館
領事班

－目次－

Ⅰ．主な届出

《旅券法に基づく届出》
１．在留届 ……1

《戸籍法に基づく届出》
１．出生届 ……2
２．婚姻届 ……3
３．外国人との婚姻による氏の変更届 ……3
４．離婚届 ……4
５．外国人との離婚による氏の変更届 ……5
６．離婚の際に称していた氏を称する届 ……5
７．死亡届 ……5
８．不受理申出制度 ……6
《国籍法に基づく届出（国籍の選択）》
１．（日本）国籍離脱届 ……8
２．（日本）国籍喪失届 ……9
３．（日本）国籍選択届 ……9
４．外国国籍喪失届 ……１０
《国籍法に基づく届出（日本国籍の取得）》
５．（日本）国籍取得届 ……１０

Ⅱ．主な証明

１．在留証明 ……１２
２．署名（及び拇印）証明 ……１２
３．翻訳証明 ……１３
４．自動車運転免許証抜粋証明 ……１３
５．身分上の事項に関する証明（出生，婚姻等） ……１４
６．警察証明（犯罪経歴証明書） ……１５

Ⅲ．旅券申請

１．２０２５年旅券について……１６
２．旅券のオンライン申請の開始……１６
３．新規発給、切替発給……１６
４．残存有効期間同一旅券　……１８
５．帰国のための渡航書　……１９

Ⅳ．在外選挙

１．在外選挙人名簿への登録申請　……２１
２．在外選挙人証の記載事項の変更　……２３
３．在外選挙人証の再交付　……２３

Ⅴ．子女教育

１．教科書の無償配付　……２５
（参考）カラチ日本人学校

Ⅵ．国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付……２６

〇手続の際には、ご本人であることを確認させていただくため、旅券の呈示をお願いしております。

〇手続に必要な届出書や申請書類は、当館に備え付けてあります。

〇交付期間には、土・日曜日及び当館が定める祝祭日は含まれません。

〇手数料は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に申請された手続の手数料となります。なお、手数料のお支払いは、交付時に現金でお願いします。

〇当館の管轄区域は、シンド州及びバロチスタン州です。その他の地域は在パキスタン日本国大使館（所在地：イスラマバード）の管轄区域となります。

Ⅰ．主な届出

《旅券法に基づく届出：在留届》

在留届の提出は、外国に住所又は居所を定めて３か月以上滞在する方が対象であり、旅券法第１６条により、その地域を管轄する日本国大使館・総領事館に提出（登録）することが義務付けられています。

在留届とは、皆さまが外国に滞在される際のいわば「住民登録」のようなものです。在留届が提出されていないと、当館では皆さまが滞在されていることを把握することができません。住所が決まり次第、忘れずにご提出（登録）をお願いします。

１．在留届

◆届 出 人：原則として本人

◆必要書類：届出書：１通

◆そ の 他

（１）「在留届」の届出は、**外務省ホームページのオンライン在留届（ＯＲＲネット： https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html ）による登録をお勧めします**。なお、当館備え付けの届出書に記載し窓口に届出することもできます。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf

（２）住所等に変更があった場合や帰国・転出する時には、上記オンライン在留届上において、「帰国／住所等変更届」を提出していただくか、メール、電話等で当館にご連絡ください。

（３）皆さまが事件・事故や思わぬ災害に遭遇した際、当館では「在留届」を基に皆さまの居住地や緊急連絡先を確認し、必要な援護を行います。

また、「在留届」に電子メールアドレスを記載していただければ、当館からのお知らせ（日本語）を電子メールで受け取ることができます。

さらに、日本のご家族からの安否の問合せに対しても、「在留届」が提出されていれば速やかに応じることができます。その他にも、「在留届」は証明申請や在外選挙人名簿への登録申請の際の確認資料としても利用されています。

（４）「在留届」の管理は厳重に行われており、各個人のプライバシーは厳守されています。

《戸籍法に基づく届出》

「戸籍」は日本人の身分関係を正確に登録し、公証することを目的とした日本の制度です。戸籍法による各種の届出の義務は海外に居住している日本人にも適用されますので、身分事項に変動が生じた際には直ぐに当館に届け出るようにしてください。

なお、戸籍関係の届出書は外務省ホームページからもダウンロードできます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/

また詳しい戸籍関係については、以下法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html

１．出生届

◆届出期間：生まれた日も含めて３か月以内

（例えば 10 月 23 日に生まれた場合は翌年１月 22 日まで）

◆届 出 人：原則として父又は母（外国人でも可能）

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）出生証明書及び同和訳文：各１通

（３）日本人父又は母の旅券の写し：１通

（４）出生証明書に出産した病院の住所が記載されていない場合は、同病院の住所が確認できる書類（病院発行のパンフレット、請求書・領収書等）：１通

◆そ の 他：

（１）海外で生まれたお子さんが、出生により外国国籍も取得した場合（注）は、３か月以内に出生届と共に日本国籍を留保する意思を表示（出生届の「日本国籍を留保する」欄に署名・押印する）しなければ、出生時に遡って日本国籍を失うこととなりますのでご注意ください。

（注）父又は母が日本人である場合は、子は原則として日本国籍を取得します。また、パキスタン国内で出生した子は、原則として出生によりパキスタン国籍をも併せて取得します。したがって、パキスタン国内で出生した日本国籍を有する子は、日本国籍を留保する意思を示さなければ、日本国籍を失うこととなります。

（２）日本国籍を留保した子は重国籍となりますので、20 歳までに（18 歳に達した後に重国籍者になった場合は重国籍者になった時から２年以内に）いずれかの国籍を選択しなければなりません。選択しない場合には日本国籍を失うことがありますのでご注意ください（国籍選択の手続については後述）。

（３）子の出生時、日本人父又は母が戸籍の筆頭者ではなく、出生により父又は母の従前の本籍地とは異なるところに新しく本籍地を設ける際は、届出書類が各

３通必要になります。

２．婚姻届

１　日本人同士の日本方式による婚姻

◆届 出 人：当事者双方

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

※　戸籍謄本の提出は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。

※　証人として成人２人（外国人でも可能）の署名が届書に必要です。

２　日本人同士が外国の方式によって婚姻した場合

◆届 出 人：当事者双方

◆届出期限：婚姻成立日から３か月以内

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）婚姻証明書及び同和訳文：各１通

※　戸籍謄本の提出は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。

※ 外国の方式による婚姻手続については、当該国関係機関にお問い合わせください。

３　日本人と外国人が外国の方式によって婚姻した場合

◆届 出 人：原則日本人当事者（外国人当事者が届け出ることも可能）

◆届出期限：婚姻成立日から３か月以内

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）婚姻証明書及び同和訳文：各１通

（３）外国人の婚姻時の国籍を証する書面及び同和訳文：各１通

※　戸籍謄本の提出は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。

３．外国人との婚姻による氏の変更届

◆届出期間：**婚姻成立日から６か月以内**

◆届 出 人：当事者

◆必要書類：以下書類をご提出ください。

（１）届出書：原本２通

（２）日本国籍者の有効な旅券及びパキスタン在留資格

◆そ の 他：

（１）外国人と婚姻した日本人配偶者の氏を、その外国人配偶者の氏に変更する場合は、「外国人との婚姻による氏の変更届」を婚姻後６か月以内に提出してください。

（２）６か月を過ぎた後に氏の変更を希望される場合には、日本の家庭裁判所の許可が必要となります。

４．離婚届

◆届出期間：外国の方式（裁判離婚等）による場合は、**離婚成立日から３か月以内**

◆届 出 人：当事者（日本人同士が協議離婚する場合には当事者双方）

◆必要書類：以下書類をご提出ください。

【日本人同士の場合】

（１）届出書：原本２通

（２）日本国籍者の有効な旅券とパキスタン在留資格

（３）外国の方式による場合は上記（１）及び（２）のほか下記ア及びイ

ア　判決謄本、判決確定証明書又は離婚証明書等（原本１通とコピー１通）

イ　上記アの和訳文（原本１通とコピー１通）

◆そ の 他

（１）日本人同士が協議離婚する場合、日本で市区町村役場に届け出る場合と同様最寄りの日本大使館や総領事館に届出をすることによって離婚が成立します。

（２）外国人との婚姻により外国人配偶者の氏に変更した日本人配偶者が、変更前の氏に戻す場合には、離婚成立日から３か月以内に「外国人との離婚による氏の変更届」（以下５）を提出してください。

（３）日本人間の離婚で、婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、婚姻中に称していた氏を称する場合には、離婚成立日から３か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」（以下６）を提出してください。

（４）婚姻時に家庭裁判所の許可を得て外国人配偶者の氏に変更した方や、離婚後３か月を過ぎた後に氏の変更を希望される場合には、日本の家庭裁判所の許可が必要となります。

５．外国人との離婚による氏の変更届

◆届出期間：**離婚成立日又は外国人配偶者の死亡の日から３か月以内**

◆届 出 人：当事者

（外国人との婚姻により外国人配偶者の氏に変更した日本人配偶者）

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）日本国籍者の有効な日本の旅券とパキスタン在留資格

◆そ の 他：外国人と婚姻した際、届出により戸籍の氏を外国人配偶者の氏に変更した方が、婚姻前の氏（旧姓）に戻したい時は本届出を離婚後３か月以内に提出してください。

婚姻時に家庭裁判所の許可を得て外国人配偶者の氏に変更した方や、離婚後３か月を過ぎた後に氏の変更を希望される場合には、日本の家庭裁判所の許可が必要となります。

６．離婚の際に称していた氏を称する届

◆届出期間：**離婚成立日から３か月以内**

◆届 出 人：当事者（日本人間の婚姻により氏を改めた夫又は妻）

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）日本国籍者の有効な日本の旅券とパキスタン在留資格

◆そ の 他：３か月を過ぎた後に氏の変更を希望される場合には日本の家庭裁判所の許可が必要となります。

７．死亡届

◆届出期間：届出義務者が**死亡の事実を知った日から３か月以内**

◆届 出 人：届出義務者（同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋・土地の管理人又は同居していない親族）

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）死亡診断書、死亡証明書又は遺体検案書等、及び同和訳文（各１通）

（３）死亡者の日本の旅券とパキスタン在留資格

（４）届出人の旅券とパキスタン在留資格

◆そ の 他：

（１）死亡診断書等には、亡くなられた方のお名前、死亡場所、死亡年月日、死亡時刻、死亡原因が記載されていることを確認してください。

特に死亡時刻は、身分法上及び財産法上の重要事項ですので、正確に記載されているかを必ずご確認ください。

（２）日本で火葬又は埋葬を行う場合には、当該市区町村で「死亡届」が受理されていることが条件となります。当館で「死亡届」を受理しますと、届出書が当該役場に到達するまでに日数を要するため、その間は火葬又は埋葬許可が得られないことになりますので、日本で火葬又は埋葬を行う場合には「死亡届」を直接日本で届け出るようにしてください。

（３）外国人配偶者が死亡した場合には、「死亡届」に代えて「婚姻解消事由（死亡事項）の記載方に関する申出書」を提出することにより，戸籍に外国人配偶者が死亡した旨が記載されます。

８．不受理申出制度

◆不受理申出制度は、本人の意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。不受理申出後、当該申出に係る届出があった場合、申出をした本人が窓口に来たことが確認できなかった場合は当該届出を受理しません。

１　日本人が不受理申出を行う場合

（１）対象となる届出

認知届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届

（２）申出ができる人

ア　認知届…認知者（父）

イ　婚姻届、離婚届…夫及び妻

ウ　養子縁組届、養子離縁届…養親及び養子

（養子が 15 歳未満の場合は法定代理人）

（３）届出方法

申出人本人が窓口に直接届け出ます。

（４）届出に必要な書類

ア　不受理申出書

イ　申出人の本人確認ができるもの

（パスポート等の官公署が発行した顔写真入りの本人確認資料）

ウ　15 歳未満の者について申出を行う場合は、法定代理人であることを証明する書類

（５）必要通数

申出書が２通必要です。また、法定代理人であることを証明する書類を提出す

る必要がある場合は、原本１通及び写し１通が必要となります。

なお、届出にあたっては、必要通数等の詳細を当館にあらかじめご確認ください。

（６）留意事項

この不受理申出をしていても、外国法により成立した又は裁判により確定したことによる当該届出（報告的届出）については受理されます。

２　外国人が不受理申出を行う場合

日本国内であれば、外国人の方も日本人を相手方とする不受理申出をすることはできますが、在外公館では外国人の方からの不受理申出を受け付けることはできません。

したがって、外国人の方は、原則として、日本の市区町村役場の窓口に出頭して不受理申出を行う必要がありますが、自ら出頭できない事情がある場合は、書面の送付により申出できる場合もありますので、市区町村役場にお問い合わせください。

《国籍法に基づく届出（国籍の選択）》

外国の国籍と日本の国籍を有する方（重国籍者）は、20歳に達するまでに（18歳に達した後に重国籍になった方は、重国籍となった時から２年以内に）、いずれかの国籍を選択することが法律により義務付けられています。

ただし、令和４年（2022年）４月１日時点で20歳以上の重国籍者は、22歳に達するまでに（20歳に達した後に重国籍者になった場合は、重国籍者になった時から２年以内に）いずれかの国籍を選択すれば足ります。

令和４年（2022年）４月１日時点で18歳以上20歳未満の重国籍者は、同日から２年以内にいずれかの国籍を選択すれば足ります。

以上の期限を徒過してしまった場合であっても、いずれかの国籍を選択する必要があります。

選択しない場合には、法務大臣から国籍選択の『催告』を受け、場合によっては日本の国籍を失うことがありますのでご注意ください。国籍を選択する際には、慎重に自らの意思に基づいて選択するようにしてください。

なお、国籍関係の届出書は外務省ホームページからもダウンロードできます。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/

また、詳しい国籍関係については、以下法務省ホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/kokuseki.html）

【外国国籍を選択する場合】

１．（日本）国籍離脱届

◆届出事由：重国籍者が自己の意思により日本国籍を離脱する場合

◆届 出 人：当事者が 15 歳以上の場合は本人、15 歳未満の場合は法定代理人

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）外国国籍を有することを証する書類（旅券等）及び同和訳文：各１通

（３）住所を証する書面（公共料金の請求書、納税証明書等）：１通

◆そ の 他：

（１）日本（法務省）における手続が完了した後、法務省より日本国籍を離脱した旨の「通知書」が交付されます。

（２）有効な日本旅券を有している場合は、上記通知書受領後、日本旅券を当館に返納してください。

2．（日本）国籍喪失届

◆届出事由：重国籍者が自己の意思により外国国籍を取得した場合及び外国の法令により外国国籍を選択した（帰化）方は、その国籍を取得した時点で日本国籍を喪失したことになります。

◆届出期間：日本国籍喪失の事実を知った日から１か月以内（ただし、届出義務者がその事実を知った日に国外にいる時は、その日から３か月以内）

◆届 出 人：当事者、配偶者又は４親等内の親族

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）官公署発行の帰化証明書又は外国国籍を選択した旨の証明書~~等~~及び同和訳文：各１通

（３）現在お持ちの日本の旅券（日本の旅券は失効処理の後に返却いたします）

◆そ の 他：

「（日本）国籍喪失届」は３か月の届出期間を経過した場合でも届け出ることができます。

【日本国籍を選択する場合】

3．（日本）国籍選択届

◆届出事由：重国籍者が自己の意思により日本国籍を選択する場合

◆届 出 人：当事者が 15 歳以上の場合は本人、15 歳未満の場合は法定代理人

◆必要書類

（１）届出書：原本２通

（２）現在お持ちの日本の旅券

◆そ の 他：

（１）この届出は「日本の国籍を選択し、且つ外国の国籍を放棄する」旨の意思表示を行うものですが、この届出を行うことにより、当然に外国国籍を喪失することにはなりませんので、別途、当該国の法令に基づいた外国国籍の離脱手続を行ってください。

（２）国籍の選択をすべき期限

●18 歳に達する以前に重国籍者となった場合、20 歳に達するまで

●18 歳に達した後に重国籍者となった場合、重国籍者となった時から２年以上の期限を徒過してしまった場合でも、いずれかの国籍を選択する必要があります。

期限までに国籍の選択をしなかった場合には、法務大臣から国籍選択の催告

を受け、場合によっては日本国籍を失うことがあります。

４．外国国籍喪失届

◆届出事由：重国籍者が外国の法令に基づいて外国国籍を離脱（喪失）した場合

◆届出期間：外国国籍喪失の事実を知った日から１か月以内（ただし、届出義務者がその事実を知った日に国外にいる時は、その日から３か月以内）

◆届 出 人：当事者が 15 歳以上の場合は本人、15 歳未満の場合は法定代理人

◆必要書類：以下書類をご提出ください。

（１）届出書：原本２通

（２）官公署発行の外国国籍離脱証明書又は外国国籍を喪失した旨記載のある証明書及び同和訳文：各１通

◆そ の 他：「外国国籍喪失届」は３か月の届出期間を経過した場合でも届け出ることができます。

《国籍法に基づく届出（日本国籍の取得）》

届出による日本国籍の取得は特殊な事例であり、また、事例により国籍取得の要件や必要書類等が異なることから、詳細については当館までお問い合わせください。

なお、日本国籍を取得する際には、国籍法上の届出により日本国籍を取得した後、取得した事実を戸籍に反映させるために、別途、戸籍法上の届出を行っていただく必要があります。

５．（日本）国籍取得届

（１）日本国籍不留保者の国籍再取得

◆届出事由：出生により外国国籍をも取得し、日本国籍を留保する意思を表示して出生届を提出しなかったことにより日本国籍を喪失した子が、日本国籍を再取得する場合

◆届出要件：18 歳未満であること、日本に住所を有すること（一時的滞在ではなく、生活の本拠を日本に有すること）

◆届 出 人：当事者が 15 歳以上の場合は本人、15 歳未満の場合は法定代理人

◆そ の 他：この届出は日本に住所を有していることが要件となるため、日本の住所地を管轄する法務局に届け出ることになります（当館に届け出ることはできません）。詳細は管轄の法務局にご相談ください。

（２）準正による国籍取得

◆届出事由：日本人父と外国人母の非嫡出子（婚姻前に出生した子）が、父母の婚姻及び父からの認知により準正嫡出子の身分を取得した場合（父から胎児認知されている場合を除きます）

◆届出要件：出生後に日本人父から認知された 18 歳未満のもので、日本国籍を取得しようとするもの

◆届 出 人：当事者が 15 歳以上の場合は本人、15 歳未満の場合は法定代理人

Ⅱ．主な証明

当館では、皆さまの便宜のために様々な証明書を発行しています。
ご不明な場合は、当館にご相談ください。

1．在留証明

◆証明内容：申請人が外国の何処に住所（生活の本拠）を有しているか、又は有していたかを証明するもの

◆申 請 人：原則として本人

◆必要書類

（１）申請書：必要な通数分

（２）当事者の人定及び国籍を確認できる文書（有効な日本国旅券、本邦の有効な運転免許証等）：１通

（３）当事者の滞在期間を確認できる文書（旅券に押印された出入国印、賃貸契約書、ホテル等の宿泊施設より発行された請求書等）：１通

（４）住所を立証できる文書：１通

官公署発行の公文書（運転免許証，納税証明書等）、又は公共料金の請求書等で申請人の住所氏名が記載され現在も住所の移動がないと認められるもの

（５）恩給や年金の受給手続等に必要な場合は、本邦関係機関からの通知等：１通

（６）代理人による申請の場合は、代理申請依頼状又は委任状：１通

◆交 付 日：原則として即日

◆手 数 料：**２，２６０ルピー／１部**

※ 申請人本人に係る恩給や年金の受給等手続に使用する場合は無料（要疎明資料）

◆そ の 他：原則として、当館の管轄区域に既に３か月以上滞在していることが条件となります。ただし、赴任等により生活の本拠を当館の管轄区域内に定めたと認められる場合は、滞在期間が３か月未満であっても申請することができます。

2．署名（及び拇印）証明

◆証明内容：申請人の署名（及び拇印）に相違ないことを証明するもの

（注）本邦における印鑑証明の代わりとして発行されます。

◆申 請 人：本人（代理人による申請は認められません）

◆必要書類

（１）申請書：必要な通数分

（２）署名すべき書類がある場合は、その書類

（３）旅券

◆交 付 日：原則として即日

◆手 数 料：**３，２１０ルピー／１部**

官公署に係るものは、８，４９０ルピー／１部

◆そ の 他：

（１）署名を証明する証明書のみの形式と、証明書と署名すべき書類を綴じ合わせる形式がありますので、事前に提出先にご確認ください。

（２）署名すべき書類がある場合は、書類への署名及び拇印は必ず申請人本人が領事担当官の面前で行っていただく必要があります。

3. 翻訳証明

◆証明内容：申請人が作成した翻訳文が原文書（日本の公文書）の忠実な翻訳であることを証明するもの

（注）「翻訳証明」は、原文書の内容の真実性までを証明するものではありません。

◆申 請 人：本人

◆必要書類

（１）申請書：必要な通数分

（２）原文書及びその翻訳文

（３）旅券

◆交 付 日：原則として申請日の翌々日の午後以降

ただし、原文が長文であるほか、専門用語を多用したものである場合は日数を要することがあります。

◆手 数 料：**８，３００ルピー／１部**

◆そ の 他：

（１）対象となる原文書は、原則として日本の官公署が発行した公文書に限られます（私文書は対象となりません。ただし、私文書であっても本邦公証人の作成した公正証書に法務局長が認証した文書は対象となります）。

（２）有効期間のある公文書は有効期間内のものに限ります。

（３）翻訳文は、原文書の逐語訳を申請人に作成していただきます。

（４）外国文から日本文への翻訳は対象となりません。

4. 自動車運転免許証抜粋証明

◆証明内容：申請人が日本の有効な自動車運転免許証を有していることを証明するも

の

◆申 請 人：原則として本人

◆必要書類

（１）申請書：必要な通数分

（２）有効な日本の自動車運転免許証

（３）代理人による申請の場合は、代理申請依頼状又は委任状

（４）旅券

◆交 付 日：原則として申請日の翌日の午後以降

◆手 数 料：**３，９６０ルピー／１部**

◆そ の 他：日本の運転免許証からパキスタンの運転免許証に切り替える際は、本証明、写真２枚、旅券写し（身分事項及び査証の頁）が必要です。なお、パキスタンでは国際運転免許証で運転することはできませんのでご注意ください。詳細は、パキスタン政府にお問い合わせください。

５．身分上の事項に関する証明

◆主な証明内容

（１）出生証明：申請人が何時、何処で出生したかを証明するもの

（２）婚姻証明：申請人が誰と何時から正式に婚姻関係にあるかを証明するもの

（３）離婚証明：申請人が何時正式に離婚したかを証明するもの

（４）婚姻要件具備証明：申請人が独身であり、かつ日本の法令上婚姻可能な年齢に達していることを証明するもの

（５）戸籍記載事項証明：ある特定の身分上の事項（婚姻歴、養子縁組、認知等）が戸籍に記載されていることを証明するもの

◆申 請 人：原則として本人

◆必要書類

（１）申請書：必要な通数分

（２）本人を確認できる公文書（旅券等）：１通

（３）証明する事実を証する日本の公文書：１通

ア　出生証明：出生事実を立証する日本の公文書

（戸籍謄（抄）本又は戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「符号」、出生届受理証明書等）

イ　婚姻証明：婚姻事実を立証する日本の公文書

（３か月以内に発行された戸籍謄（抄）本又は符号、婚姻届受理証明書、婚姻届記載事項証明書等）

ウ　離婚証明：離婚事実を立証する日本の公文書

（６か月以内に発行された戸籍謄（抄）本又は符号、離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、裁判所発行の調停書、判決書等）

エ　婚姻要件具備証明：３か月以内に発行された戸籍謄（抄）本又は符号

オ　戸籍記載事項証明：６か月以内に発行された戸籍謄（抄）本又は符号

（４）外国式の氏名や配偶者等の関係者が外国人の場合は、氏名の綴りが確認できる書類（旅券、婚姻証明書、出生証明書等）：１通

（５）代理人による申請の場合は、代理申請依頼状又は委任状：１通

◆交 付 日：原則として申請日の翌日の午後以降

◆手 数 料：**２，２６０ルピー／１部**

６．警察証明（犯罪経歴証明書）

◆証明内容：申請人の日本における犯罪歴の有無を証明するもの

◆申 請 人：本人（代理人による申請は認められません。）

◆必要書類

（１）申請書：３通

（２）指紋原紙：１通（当館で指紋を採取します）

（３）旅券

（４）警察証明を必要としていることを証明する書面等の提出をお願いすることがあります。

◆交付期間：約２～３か月

◆手 数 料：無料

◆そ の 他：

（１）この証明は日本の警察庁が発行しますが、世界各国から相当数の申請があるため発行までかなりの時間を要します。

証明書を必要とされる方は早めに申請してください。

（２）日本に一時帰国した際に、各都道府県警察本部で申請することもできます（日本に住民登録がある場合は、登録地の各都道府県警察本部、住民登録がない場合は、本邦出国前に最終登録をしていた市区町村を管轄する各都道府県警察本部）。

Ⅲ．旅券申請

旅券は、皆さまが日本国民であり、旅券に記載されている本人であることを証明する海外で唯一の公的な身分証明書です。また、日本の旅券は国際的な信用度が高く、盗難にあった旅券は偽変造され不正に使用されるなど、様々な犯罪に利用されることが少なくありません。旅券の管理には十分ご注意ください。

１．2025 年旅券について

◆2025（令和７）年３月 24 日から、偽変造対策を強化するために、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025 年旅券」の発給が開始されました。

◆旅券が日本国内で作成され当館に配送されるために、１か月程度の日数を要することとなります。具体的な交付日は、交付準備が整った段階でご連絡します。

（当館窓口申請の場合はＥメール又は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメール送信します）

◆外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。「戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「符号」）を在外公館窓口で呈示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となりました。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下サイトをご覧ください。

https://faq.myna.go.jp/faq/show/106847site_domain=default

２．旅券のオンライン申請の開始

◆2023（令和５）年３月 27 日から、旅券の申請がオンライン在留届（ORR ネット）に登録してオンラインでできるようになりました。

◆詳細のオンライン申請は、以下サイトをご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

３．新規発給、切替発給

【新規発給申請となる場合】

・初めて旅券を申請する方

・旅券の有効期限が既に切れている方

・盗難、紛失等により新たに旅券を申請する方

【切替発給申請となる場合】

現在所有している旅券の有効期限が満了する１年前から申請が可能です。

◆申 請 人：申請及び受領とも原則として本人

◆必要書類

（１）一般旅券発給申請書：１通

当館備え付けのもの又はダウンロード申請書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html

（２）写真：１枚

６か月以内撮影、縦 45 ㎜×横 35 ㎜、無帽・正面向（肩口まで写っているもの、サングラス着用不可）、無背景

（３）戸籍謄本：１通

６か月以内に発行されたもの

（注）ただし、有効期間内の切替申請で、氏名や本籍地に変更がない場合には、原則として戸籍謄本の提出を省略できます。

（４）旅券

（５）外国式の氏の場合は、氏の綴りが確認できる書類（出生証明書、婚姻証明書、両親の旅券等）

（注）ウルドゥ語の書類の場合には、然るべき機関が作成した英語訳を添付してください。

なお、前回の旅券と同一の綴りを希望する場合には、前回旅券を呈示することで、これら書類の提出を省略できます。

◆手 数 料：１０年有効旅券（書面申請） － １７，５５０ルピー

１０年有効旅券（電子申請） － １６，７９０ルピー

５年有効旅券（書面申請） － ９，０６０ルピー

５年有効旅券（電子申請） － ８，３００ルピー

残存有効期間同一旅券（書面申請） １０，９４０ルピー

残存有効期間同一旅券（電子申請） １０，１９０ルピー

帰国のための渡航書 － ６，９８０ルピー

※ 旅券法改正により、査証欄の増補は廃止となっております。

※ 旅券法改正により、上記旅券申請について、2023（令和５）年３月 27 日以降に申請、発行された旅券を６か月以内に受領せず、当該旅券失効後（発行後６か月以内に受領されない旅券は失効します。）、５年以内に再度旅券を申請する場合は、以下のとおりの手数料となります。

１０年有効旅券（書面申請） － ３４，５３０ルピー

１０年有効旅券（電子申請） － ３３，７７０ルピー

５年有効旅券（書面申請） － １７，５５０ルピー

５年有効旅券（電子申請） － １６，７９０ルピー

残存有効期間同一旅券（書面申請） ２１，３２０ルピー

残存有効期間同一旅券（電子申請） ２０，５７０ルピー

◆交 付 日：申請受付から交付まで約１か月間かかります。

具体的な交付日は、交付準備が整った段階でご連絡します。

（当館窓口申請の場合はＥメール又は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメール送信します）

◆そ の 他

（１）18 歳以上の方は、有効期間が 10 年の旅券、18 歳未満の方は５年のパスポートのみとなります。

（２）旅券申請は、郵送では受け付けることはできません。必ず本人又は代理人（引受人、法廷代理人）が当館窓口にて申請してください。

（３）申請書の記入に関し、字を書くことができる学齢期（おおむね６歳以上）の方が申請する場合、申請書の写真下「所持人自署」欄は申請人本人が記入してください。

（４）申請人が 18 歳未満の場合は、父母いずれかの法定代理人署名（申請書の裏面）が必要になります。

（５）旅券受領は、年齢に関係なく必ず申請人本人が窓口にお越しください。

４．残存有効期間同一旅券

◆残存有効期間同一旅券の申請

残存有効期間同一旅券を申請すると、現在お持ちの旅券と同じ有効期間で、新しい旅券が発行されます。有効期間が長く残っている場合は、「新規発給旅券」よりも「残存有効期間同一旅券」を申請する方が安価となりますので、ご自身の旅券の有効期間と料金を比較し、ご都合に合わせて申請してください。

◆対象となる方

・婚姻、離婚等で戸籍記載事項変更（氏名・本籍の都道府県）に変更が生じた方

・査証欄が不足した方

・戸籍上の氏名に変更はないが、外国での正式なラストネームの「別名併記」を希望する方等

※ 旅券の有効期間が１年未満の方 → 上記新規発給で申請してください。

※ 旅券の有効期間が１年以上残っている方 → 新規発給又は残存有効期間同一旅券のいずれかの選択が可能です。

◆申 請 人：申請及び受領とも原則として本人

◆必要書類：

（１）申請書：１通

残存有効期間同一旅券用。当館備え付けのもの又はダウンロード申請書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html

（２）写真：１枚

６か月以内撮影、縦 45 ㎜×横 35 ㎜、無帽・正面向（肩口まで写っているもの、サングラス着用不可、無背景）

（３）記載事項に変更が生じた場合（査証欄ページが僅少となった場合は特になし）

変更が生じた事実を立証する書類

ア　戸籍謄本：１通（身分事項の変更の事実が記載されたもので、６か月以内に発行されたもの）又は「戸籍電子証明書提供用識別符号」

イ　外国式の氏名に訂正する場合は、氏名の綴りが確認できる書類

婚姻証明書、外国人配偶者の旅券等

（４）旅券

◆手 数 料

残存有効期間同一旅券（書面申請）　１０，９４０ ルピー

残存有効期間同一旅券（電子申請）　１０，１９０ルピー

◆交 付 日：申請受付から交付まで約１か間かかります。

具体的な交付日は、交付準備が整った段階でご連絡します。

（当館窓口申請の場合はＥメール又は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメール送信します）

◆そ の 他：

外国人配偶者の氏に変更する場合には、戸籍上の氏が変更されていることが必要です。なお、戸籍上の氏が変更されていない場合は、「別名併記」（括弧書で外国人配偶者の氏を併記すること）となります。

５．帰国のための渡航書

◆帰国のための渡航書とは

・当地滞在中に旅券を紛失又は盗難に遭った方

・緊急に日本へ帰国する必要があるが、旅券の有効期限が切れており、旅券の新規発給申請をする時間のない方等

◆申 請 人：申請及び受領とも本人

◆必要書類：

（１）渡航書発給申請書：１通

（２）紛失一般旅券等届出書：１枚

当館備え付けのもの又はダウンロード申請書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html

（３）写真２枚（条件は「新規発給、切替発給」と同じ）

（４）警察署発行の紛失・盗難届出済報告書等

（５）身分証明書

写真付身分証明書、マイナンバーカード、運転免許証、保険証等

（６）航空券又は予約確認書

Ｅチケット等、搭乗者名、帰国日、便名の記載のある書類

◆手 数 料：**６，９８０ルピー**

◆交 付 日：原則として即日

◆そ の 他：

（１）「帰国のための渡航書」は、日本に直行帰国する場合に限られ、第３国に入国することはできません（単なる乗継ぎのみは可能）。

（２）「帰国のための渡航書」が作成されると、その時点で紛失した旅券は失効します。したがって、「帰国のための渡航書」が作成された後に紛失した旅券が見つかった場合でも、その旅券を使用することはできませんのでご注意ください。

（３）日本帰国後に旅券が必要となった際は、各都道府県旅券窓口に「帰国のための渡航書」を返納した上で、旅券の新規発給を申請してください。

Ⅳ．在外選挙

1　在外選挙制度

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。

在外投票できるのは、日本国籍を持つ１８歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている方です。

2　投票

在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている方は、「在外公館投票」「郵便投票」「日本国内における投票」のうち、いずれかの方法で在外投票を行うことができます。

○在外公館投票

居住地に関係なく、投票所設置のいずれかの在外公館で投票することができます。

〇郵便投票

郵便投票では、登録地の選挙管理委員会に対し、投票用紙の請求・送付を国際郵便等で選挙人が直接行います。

〇日本国内における投票

一時的に日本に帰国している場合、日本国内における一般の選挙人と同様、国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票することができます。

１．在外選挙人名簿への登録申請

◆申 請 人：本人又は同居家族（同居家族以外の代理人による申請は認められません）

◆登録資格

●満１８歳以上の日本国民であること

●海外に３か月以上継続居住していること

当館の管轄区域内に引き続き３か月以上お住まいの方

●在外選挙人名簿に未登録であること

◆必要書類

【登録申請者本人による申請の場合】

（１）申請書（当館備え付けのもの又はダウンロード申請書）：１通

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

（２）旅券

ただし、滞在許可の更新等のために旅券をパキスタン政府に提出している場合は、旅券に代わる身分を証明するもの（運転免許証等）

（３）総領事館の管轄区域内に３か月以上滞在していることを証する書類

公共料金の請求書、住宅賃貸借契約書等

ただし、在留届を３か月以上前に当館に提出されている場合は不要。

【同居家族等による申請の場合】

（１） 在外選挙人名簿登録申請書：１通

登録申請者の「署名」の欄に登録申請者本人の署名が必要です。

（２） 申出書：１通

申出書は同居家族等の方が登録申請者本人から委任を受けているかどうかを確認するものであり、登録申請者本人の署名が必要ですのでご注意ください。

（３） 登録申請者本人の旅券

（４） 登録申請者本人に代わって登録申請を行う方の旅券

◆申請時の住所確認

在外選挙人名簿に登録されるためには、申請者が３か月以上継続して同じ領事官管轄区域に居住していることを、在外選挙人名簿登録申請時に当館が確認する必要があります。

（１） 既に３か月以上居住している方

・在留届を３か月以上前に出されている方は確認不要

・在留届を３か月以上前に出されていない方は、住所を証明する書類（家屋の賃貸契約書等）を呈示する必要があります。

（２） 滞在が３か月未満の方

在留届を提出していない場合は、住所を証明する書類（家屋の賃貸契約書等）を呈示。在留届の提出日又は住所を証明する書類により住所を定めたことが確認できる日から３か月を経過した時点で、改めて当館から電話などにより住所を確認します。

（３） 到着したばかりの方

在外選挙人名簿への登録申請の日から３か月を経過した時点で、改めて当館から電話などにより住所を確認します。

◆在外選挙人証の交付

在外選挙人名簿に登録されると、市区町村の選挙管理委員会から、投票の際に必要となる「在外選挙人証」が交付されます。

在外選挙人証は、当館の領事窓口で直接お渡しします。

申請から交付までの期間は、概ね１～２か月程度です。

◆そ の 他

（１）日本を出国する際に住民基本台帳法の「転出届」を提出されていない場合には、引き続き日本国内に住所があると認定されるため（注）、「在外選挙人名簿」に登録することはできません。

（注）転出届を提出されていない場合には、引き続き「日本国内の選挙人名簿」に登録されることになります。

（２）日本国籍を喪失した場合や、日本に（一時）帰国して転入届を提出してから４か月を経過した場合には、自動的に「在外選挙人名簿」の登録は抹消されます。このため、日本に一時帰国された際に転入届を提出すると、在外選挙の登録は一旦抹消されますので再度登録申請を行っていただく必要があります。

２．在外選挙人証の記載事項変更

◆申 請 人：本人又は同居家族

◆必要書類：

（１）在外選挙人証記載事項変更届出書：１通

当館備え付けのもの又はダウンロード申請書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

（２）在外選挙人証（原本）

（３）住所変更の場合は、新住所を確認できる書類

在留届の住所変更届出や新たに在留届を提出する場合は不要

◆交付時期：概ね１～２か月程度

◆そ の 他：

（１）在外選挙認証に記載されている住所から転居した場合は、できるだけ早い機会に在外選挙人証記載事項の変更手続を行ってください。住所変更の手続を行わないと、郵便等投票の投票用紙を請求しても旧住所宛てに送付されてしまい受け取ることができません。

（２）婚姻等により氏名を変更した場合も同様です。この場合、あらかじめ当館に婚姻届を提出しておくとともに、投票時の本人確認に備えて新規発給の手続を行う必要があります。

３．在外選挙人証の再交付

◆申 請 人：本人又は同居家族

◆必要書類：

（１）在外選挙人証再交付申請書：１通

当館備え付けのもの又はダウンロード申請書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

（２）汚損又は裏面の余白がなくなった場合は、その在外選挙人証（原本）

◆交付時期：概ね１～２か月程度

◆そ の 他：

在外選挙人証の紛失や汚損の場合や、在外選挙人証裏面の記載欄（投票用紙等の交付記録欄）に余白がなくなった場合は、再交付手続を行ってください。

Ｖ．子女教育

当館では、義務教育学齢期の児童生徒に対し、日本国内の小・中学校に通学している時と同様、文部科学省指定の教科書を無償で配付しています。

１．教科書の無償配付

◆配布対象：在留届を提出されている長期滞在者で、将来、日本に帰国することを予定されている児童生徒（１年未満の滞在や永住目的の滞在の方の場合には、当館までご相談ください）

◆申込時期：前期用教科書は９月中、後期用教科書は４月中（期限内に申し込まれない場合は、送料個人負担となりますが別途申込みは可能です。）

◆配布方法：小学生用は年２回（３月頃と８月頃）、中学生用は年１回（３月頃）に当館にて配付します。

◆そ の 他：

（１）年度途中に日本を出国される児童生徒の教科書は、（財）海外子女教育振興財団（https://www.joes.or.jp/kojin/kyokasho ）が文部科学省の委託を受けて配付事業を行っていますので、出国前に必ず同財団より教科書を受領してください。

（２）年度途中に他国からパキスタンに、或いはパキスタンから他国に移動する児童生徒の場合は、既に年度当初に教科書の配付を受けているとみなされるために、原則として無償では新たな配付を受けることはできません。

（３）カラチ日本人学校に在籍する児童生徒は、同校を通じて一括して申込・配付を行いますので、個々人による申込みは不要です

【参考】在カラチ日本国総領事館付属カラチ日本人学校

カラチ日本人学校は、日本の教育関係法令に準拠し、日本の小・中学校における教育に相当する教育を行うことを目的とした、日本人子女のための全日制の学校であり、カラチ日本人会により運営されています。転入学をご希望の方は、同校に直接ご照会ください。

（電話）021-3561-5020, 021-3332-9451

(E-mail) karachi.js.pk@gmail.com

(URL) https://karachi-japanese-school.amebaownd.com

Ⅵ. 国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付

令和６年５月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。

現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月５日以降に国外転出をしている方に限る。）は、令和８年５月26日以降、下記オンライン申請サイトから申請してください。（当館領事窓口における紙申請書よる申請は終了しました。）

なお、マイナンバーカードの交付手続は、引き続き当館領事窓口で行っております。

１．各種申請・交付手続

「国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/maina.html

「国外転出者向けマイナンバーカード（個人番号カード）交付申請」
https://www.kokugai.kojinbango-card.go.jp/kokugai-mnshinsei-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=19

その他、国外転出者向けマイナンバーに関するお問合せは、下記サイトをご確認ください。

https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/inquiry/